



岡本眞利子 議員
(政清会)



誰が持ち主なのかわからぬ土地「所有者不明土地」が全国に広がっている。原因は、所有者が相続登記を放置する「権利放棄（相続未登記）」と、相続権者が相続することを放棄する「相続権放棄」によるものがある。今後、現行制度のままではいくと道路新設などの土地利用をはじめ、まちづくり、環境保全、防災など様々な面で影響が及ぶ可能性がある。そこで以下の点について伺う。

町長 (1)本町では納税義務者死亡後の納税義務の承継の代表者を指定するため、「相続人代表者指定届出書」により、相続人代表者を指定いただいている。ただし、納税義務の発生していない土地の

問 所有者不明土地の現状と対策は

答 一自治体で解決を図ることは困難であり、国の動向を注視しながら進めていく

所有者が死亡し、相続登記がなされない場合は、町としては全く知る術を持ち得ない。地籍調査において、現在までに調査を行った9768筆、面積64・12km²のうち、所有者不明土地は、437筆、22万2271m²、筆数で4・47%、面積で0・35%の出現率となっている。これらは全て免税点未満であり、課税上の支障は発生していない。農村部の「現況有姿分譲地（山林、原野等で宅地造成されずに分譲された土地）」の対象となった地区では、面積で最大1・5%程度が所有者不明土地である可能性がある。

(2)平成28年度、固定資産税納税義務者のうち死亡を確認した方は111人、このうち「相続人代表者指定届出書」の提出をいただいた方は105人、町が代表者を指定して変更の届出がなかった方は6人であり、土地所有者の死亡に伴う固定資産税の課税がなされない事例はない。

(3)所有者不明土地については、全

て通常の課税を行っており、課税保留はない。また、所有者不明土地が賦課され未納となった場合は、地方税法の規定により滞納処分の執行を停止、即時消滅とし、その後、不納欠損処分として会計処理している。平成28年度における不納欠損処分による件数は2件あり、面積にして約3200m²、金額は約1万8200円。

(4)所有者不明土地の解消は、登記事項と実態を一致させることにある。一自治体で所有者不明土地の解消を図ることは困難であり、国の動向を注視しながら進めざるを得ない。

問 SNSの活用で「いじめ」の早期発見を

答 学校・家庭・地域などと連携し根絶に向けた取組を推進する



毎年2月最終水曜日は「いじめ」を撲滅するための取組「ピンクシャッター」のイベントが全国で行われているが、いまだにいじめが無くならない現状

がある。そこで以下の点を伺う。

(1)いじめの内容、対応、検証は。

(2)ネット上でのいじめ、ネットトラブル対策は。

(3)子どもたちが常に相談できる体制が構築されているか。

教育長 (1)小学校では「悪口を言われたり、嫌なことを言われる」、中学校では「部活動中に無視をされる」というものがあるが、「いじめ防止対策推進法」に規定する重大事態の発生はない。学校全体で組織的に協力・対応することが出来る体制づくりに努めている。

(2)町PTA連合会および町校長会の協力をいただき作成した「携帯電話・スマートフォンルール」を全児童生徒へ配付するなど、基本的なルールの啓発を推進する。

(3)教育委員会では、24時間対応の電話相談窓口やメールによる教育相談を実施しているほか、学校にスクールカウンセラーを派遣し、児童生徒へのカウンセリングを行っている。

